

## 福島県食育推進ネットワーク会議設置要綱

### (目的)

第1条 福島県では、すべての県民が、生涯にわたって健全な食生活を実践し、豊かな人間性を育み、食を通して健やかで心豊かに生活できる社会を目指し、「食育」を県民運動として推進するために「おいしくイキイキ食育プラン～福島県食育推進計画」（以下「計画」という。）を策定した。

この計画に基づき、県内各地域において地域の実情に見合った食育を推進するため、広く関係者から意見を求め、横断的に関係組織が食育に取り組むことができるよう「福島県食育推進ネットワーク会議」（以下「会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 会議は、その目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 食育の推進に関すること
- (2) 食育の普及・支援に関すること
- (3) 計画の進行管理に関すること
- (4) その他、食育に必要と認められる事項に関すること

### (構成)

第3条 会議は、別表に掲げる団体から推薦された委員及び公募による委員をもって構成し、委嘱又は、指名する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、健康づくり推進課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附則

- 1 この要綱は、平成19年10月30日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

## 別表

	団体名
学 識 経 験 者	国立大学法人福島大学
	公立大学法人会津大学短期大学部
	公立大学法人福島県立医科大学
医 療 団 体	公益社団法人福島県栄養士会
	一般社団法人福島県医師会
	公益社団法人福島県歯科医師会
市 町 村	福島県市長会
	福島県町村会
生 産 販 売 関 係	公益社団法人福島県食品衛生協会
	福島県農業協同組合中央会
	株式会社 J A サービス夢みなみ
保 育 ・ 学 校 関 係	福島県保育所（園）・認定こども園協議会
	福島県小学校長会
	福島県中学校長会
	福島県高等学校長協会
	福島県 P T A 連合会
県 民 代 表	福島県食生活改善推進連絡協議会